

令和2年度 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会（第1回）

令和2年7月

・・・資料のご説明・・・

同封しております各資料についての要点は以下のとおりです。

資料1 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱・委員名簿

4月に委員の交代があり、前任の神野小学校校長・大北修一様から、氷丘南小学校校長・野村眞一様に新たにご就任いただきました。

資料2 第4次加古川市男女共同参画行動計画における関係各課の取り組みについて

これまでと同様に、市役所内関係各課と連携して取り組みを進めています。成果指標のうち目標値に届いていない項目も多くありますが、現行計画の最終年度にあたり、市の関係課はもとより関係方面との連携を強化して、目標値に近づき達成できるよう、取り組みを進めてまいります。

資料3 令和元年度 加古川市男女共同参画センター事業実施報告

これまでの男女共同参画の推進のほか、女性活躍の推進にも力を入れて取り組みました。

新規事業として、男女共同参画推進専門員による企業訪問事業を実施し、兵庫県立男女共同参画センターの女性活躍推進センターやひょうご仕事と生活センターが行う支援制度を紹介、取り継ぎを行い、女性活躍の推進を積極的に啓発しました。また、内閣府が平成29年から実施している「“おとう飯” 始めようキャンペーン」を本市でも実施し、女性活躍推進とともに、料理を通じた男性の家庭参画を啓発しました。

企業向けの女性活躍推進セミナーを、弁護士の大浦委員に講師を務めていただき開催しました。加古川商工会議所の久保田委員、兵庫県立男女共同参画センターの富岡委員にもご尽力いただき、商工会議所と共催し、県立男女共同参画センターの後援をいただきました。

また、DVについての意識啓発セミナーを、NPO法人フェミニストカウンセリング神戸理事である福島委員に講師を務めていただき開催しました。

資料4 第5次加古川市男女共同参画行動計画の策定スケジュール

平成11年度に計画を策定して以降、内容を見直しながら改定を重ね、現在は、令和2年度までを計画期間とする第4次計画により施策を展開しています。そしてこのたび、市の総合計画と合わせ令和3年度から8年度までの6か年を期間とする、第5次計画の策定を進めています。

市役所関係課職員による「加古川市男女共同参画推進本部幹事会」は、9月までに1回目の会議を開催、「加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会」は、12月までに4回の委員会を開催し、原案を作成します。また、市役所内すべての部長で構成します「加古川市男女共同参画推進本部」では、年3回の会議開催により、原案を決定していきます。

当懇話会としましては、このたび第1回目として書面で意見を頂戴し、第2回目（9

月下旬頃)に原案の検討、第3回目(令和3年1月)にパブリックコメント後の修正案についてご意見をいただく予定にしています。

なお、原案につきましては、令和3年3月に冊子を発行し、4月から施行する予定です。

資料5 第5次加古川市男女共同参画行動計画の体系と事務局案

1頁は、現行の計画とこれから策定する第5次新計画の体系図を対比してお示ししています。基本理念につきましては、変更はありません。

第4次計画から第5次計画への変更点は、女性活躍推進に関する項目をまとめて章立てし、県の第3次男女共同参画計画に合わせて体系を整理しました。

第5次計画は、国の男女共同参画基本計画や、県の兵庫県男女共同参画計画の方針を踏まえ、市総合計画を上位計画として、関係する個別計画との整合性を図りながら今後の方向性を示し、令和元年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査や第4次計画の取組結果を受けて、今後6年間に実施する施策をまとめるものとします。

2頁以降、事務局案を作成しましたので、皆様の専門的見地から、方向性や内容、成果指標等について、ご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

資料6 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画関係資料

【加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会設置要綱】

「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定するにあたり、現状における課題や実施すべき各般の施策を検討するため、関係機関及び各課の職員で構成する「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会」を設置いたしました。策定委員会は令和3年3月末までに合わせて5回程度の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮する観点から、会議の開催回数や開催方法などを見直しつつ、実施する予定です。

【加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画の改定について】

「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」は、平成23年度に計画を策定し、以降5年ごとに改定してまいりました。現計画は、平成28年度から令和2年度までを期間とする5年計画となっております。このたびの改定につきましては、上位計画の「加古川市総合計画」及び相互に密接な関係にある「加古川市男女共同参画行動計画」が令和3年度からの6年間を計画期間として施行される予定であるため、当計画につきましても、計画期間を6年とし、整合を図っていきたいと考えております。

次期計画につきましては、関係法令や他の計画との整合性及び現計画の評価等を考慮しつつ、「①児童虐待部門との連携や児童の安全確保の強化」「②早期発見と相談窓口、通報方法のさらなる周知・啓発」「③相談体制の整備と充実」「④非常事態下における関係機関との連携、相談体制の充実」等を盛り込みたいと考えております。なお、策定委員会で作成した当計画の素案につきましては、今後の「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」にてご報告いたしますので、ご意見等をいただきますようよろしくお願いいたします。

【加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画(概要版)】

現計画の概要版となります。当計画に基づき配偶者等からの暴力を根絶し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現のため、施策を推進しております。

【加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況調査票】

本市庁内関係各課と連携して取り組みを進めております。今年度が現行の計画の最

終年度となりますが、引き続き関係各課及び関係機関と連携し取り組んでいきたいと考えております。また、次期計画には、現計画の5年間の評価等を反映できればと考えております。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要】

当資料は平成25年度改正時に厚生労働省が作成した法律の概要となります。

このたび、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年4月より施行されました。この改正により、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接に関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されることとなりました。また、保護の適用対象に被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

【兵庫県DV防止・被害者保護計画の改定について（概要版）】

令和元年度に改定した「兵庫県DV防止・被害者保護計画」となります。本市計画の改定の折は、県計画の内容等を考慮しながら策定したいと考えております。